

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第3条の規定による武蔵野市第六期長期計画・調整計画（以下「調整計画」という。）の策定を行うため、同条例第4条第2項の規定に基づき武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 武蔵野市第六期長期計画の評価に関すること。
- (2) 調整計画の討議要綱及び計画案（武蔵野市長期計画条例施行規則（平成23年12月武蔵野市規則第68号）第6条第6項に規定する計画案をいう。以下同じ。）の素案の作成に関すること。
- (3) 市長の諮問を受け、計画案を作成し、及び答申すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調整計画の策定にあたり市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市政に関し広くかつ高い見識を有する者 7人以内
- (2) 策定委員会の市民委員の公募に応募した者のうち、武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会公募市民委員選考委員会設置要綱（令和4年6月1日施行）第2条第2項の規定に基づき選考された者 2人以内
- (3) 副市長の職にある者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から調整計画の策定の日までとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、調整計画の策定の日限り、その効力を失う。